

行政改革推進本部の設置について

平成 25 年 1 月 29 日
閣 議 決 定

- 1 国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、行政改革を政府一体となって、総合的かつ積極的に推進することを目的として、内閣に行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本 部 長 内閣総理大臣
本部長代理 副総理
副 本 部 長 行政改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣
本 部 員 他の全ての国務大臣
- 3 本部に本部長補佐を置き、内閣官房副長官（事務）をもって充てる。
- 4 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。